

# 平成30年度小樽市職員倫理条例の運用状況

市では、「小樽市職員倫理条例」の規定に基づき、公益（目的）通報と不当要求行為等の受理件数のほか、職員研修などについて公表しています。ここでは、30年度の実績についてお知らせします。

## 法令順守の意識向上を目指して

市では、「小樽市職員倫理条例」において職員のコンプライアンス（法令順守や倫理保持）のために必要な事項を定めています。これは、職員の公平かつ公正な職務の遂行を確保し、市民に信頼される市政を行うことを目的としています。

この条例に基づき、市では公益（目的）通報と不当要求行為等の担当窓口を設けています。平成30年度は公益（目的）通報と不当要求行為等を合わせて2件受理しました（件数の内訳は下の①をご覧ください）。

また、職員研修においてコンプライアンス等の項目を加えるなど職員の法令順守体制の確立を図っています（職員研修の実施状況については、下の②をご覧ください）。

◆お問い合わせは、コンプライアンス推進室 ☎41111 内線478、

FAX ☎1487へどうぞ。

### ①公益（目的）通報および不当要求行為等の件数

#### ○公益（目的）通報

・職員や市民の皆さんが、公益を守るため市政運営に関する違法行為などを外部委員で構成されるコンプライアンス委員会へ通報すること

#### ○不当要求行為等

・市が行う許認可や契約などに関して、正当な理由なく特定の個人・法人などへ有利・不利な取り扱いを要求すること  
・暴力などで要求の実現を図り、または公務の執行に支障を生じさせること

区分	受理件数	調査件数	是正件数
公益（目的）通報	1	1	0
不当要求行為等	1	1	0

### ②職員研修の実施状況

#### ○基本研修…職務に応じて必要な知識や能力を向上させるための研修 （新任監督者研修、新任管理者研修など）

#### ○特別研修…専門的な知識や技術を向上させるための研修 （法制研修、サービス・給与制度研修など）

#### ○派遣研修…国や他の地方公共団体などへ派遣して行う研修

区分	件数	受講者数
基本研修	8（4）	249（155）
特別研修	11（1）	704（2）
派遣研修	33（2）	81（3）

※表の（ ）内は、コンプライアンスや公務員倫理、地方公務員法に関する研修。

## 産後ケアのご案内

◆詳細 保健所健康増進課 ☎3110、FAX ☎1469

市内に住所がある産後4カ月未満の母親とその乳児で、家族等から十分な家事・育児支援が受けられず、かつ、心身の不調や育児不安等がある方に、助産師が日帰り型のケアや育児指導等を行います。

- ▶とき 午前9時～午後4時（昼食あり）
- ▶ところ 小樽協会病院
- ▶料金 1日あたり1000円、子どもが二人以上の場合は1100円、市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料
- ▶利用上限 5日間まで
- ▶申し込み 事前に小樽協会病院（☎36234）へ。利用前に一度産後ケア外来の受診が必要です（自己負担が1000円かかります）

